

## 科学研究費助成事業 研究成果報告書

平成 26 年 7 月 15 日現在

機関番号：32702

研究種目：基盤研究(B)

研究期間：2011～2013

課題番号：23402020

研究課題名(和文)分権改革時代におけるヨーロッパ諸国の都市政策と政府間関係に関する比較研究

研究課題名(英文)Comparative Studies on the City Politics and the intergovernmental Relations in the European Countries

研究代表者

山田 徹(Toru, Yamada)

神奈川大学・法学部・教授

研究者番号：90409839

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 12,200,000円、(間接経費) 3,660,000円

研究成果の概要(和文)：海外調査を含めた研究の結果、以下の知見を得た。(1)欧州の諸都市は「持続可能な都市」を実現するために、従来の行政単位に把われない「都市圏」の創出を目指している。(2)そのアクターとして行政機関と企業、市民団体があるが、相互の結びつきは機能的で、対等の関係をもつことが志向されている。(3)都市圏の活動が成果を上げるためには、従来の諸制度や政党配置よりも、行政体や企業のアクターの革新的なリーダーシップが重要である。(4)州やリージョンなどの広域行政体の再編は、より小規模な自治体の個別政策分野での連携によって先取りされる場合が多い。(5)都市内分権は連邦国家よりもリージョン国家でより進む傾向がある。

研究成果の概要(英文)：As a result of our studies, we have the following knowledge and conclusions. (1) Some European big cities are building city-regions in order to realize "sustainable cities" over the existing framework of the local and regional government. (2) Their actors, local and regional governments, privat companies and citizens' associations have a mutual relations which are functional as well as practical and have a parity principle. (3) The most important factor for the city-regions to get a good achievement is a few excellent actors' innovative leadership, rather than the political and administrative institutions and the constellation of the political parties. (4) Reorganization of the upper tiers like the states of the federation is often anticipated by the lower tiers' administrative alliance in the field of the latter's individual, concrete policies. (5) Decentralization process of the big cities tends to go forward more in the regional states than the federal states.

研究分野：政治学

科研費の分科・細目：政治学

キーワード：分権改革 欧州の都市 都市政策 政府間関係 比較研究

### 1. 研究開始当初の背景

ヨーロッパ諸国では広域行政体としての地域(州や地域圏など)への分権化の動きが進んでおり、その際、地域の中核となる都市の政治的、経済的、社会的な役割が、EU文書などでも示されている通り、改めて注目されている。わが国の道州制導入とそこでの都市のあり方をめぐる論議ともあわせ、ヨーロッパ諸国の大都市の比較研究が、政治学、行政学、地域研究の重要な研究テーマとなっている。

### 2. 研究の目的

上記の状況を背景として、ヨーロッパ諸国の大都市における、国、地域および都市自身の都市政策を明らかにし、同時にそれらの政策が、分権改革時代における国・地域・基礎自治体の政府間関係にどのような影響を与え、いかなる変化をもたらしているかを調査・分析することが、本研究の目的である。

### 3. 研究の方法

分析の対象国を、フランス、スペイン、イタリア、ドイツ、オランダ、ベルギー、スペイン、イギリスとし、各国の都市政策にかかわる国、地域、都市の制度、政策決定の方式、それらを担うアクターにつき、先行研究の分析・整理を行うとともに、そこから得た仮説を基にして、文献収集、関係者インタビューなどの現地調査を行う。また各国の現地研究者との間で、シンポジウムや研究会などの開催を通じて研究交流を行い、研究対象への認識を深める。

### 4. 研究成果

海外調査を含む研究の結果、以下の知見と結論を得た。

(1) ヨーロッパ諸国における地域の中核都市は、経済成長、社会的結束と環境改善を両立させる「持続可能な都市」の実現を目指すために、従来の行政の単位や境界に把われない大都市圏(metropol region)の創出を目指している。大都市圏は領域団体ではなく、従って、この組織への行政権限の再配分は行われていず、また全体を統括する恒常的な立法機関や議決機関は存在しない。大都市圏はとりわけ経済的な発展を重視した、機能的、重合的な組織体だといえる。それらの点は比較調査の対象となった諸国でほぼ共通しているが、フランスでは2014年の「メトロポール設置法」で法人格を有し議会をもつ大都市圏の設置が規定された。今後そのあり方が検討されなければならない。またイタリアでは、2001年の憲法改正で、大都市圏が国を構成する地方自治体の一つとして明記されたが、今回のフィレンツェ市を対象と

する調査では、都市形態・経営の新たな進展は認められず、イタリアでは大都市圏の発展は、他国と比較すると相対的に遅れている。

(2) 大都市圏のアクターとしては、既存の行政機関、準公共機関、私企業とその地域団体、およびNPOなどの市民社会団体があるが、その相互の結びつきは、上記の大都市圏の性格を体現した機能的、実務的なものであり、またそれらの組織は対等のパートナーシップをもち、あるいはそれを志向している。これは、近年ヨーロッパで進んでいる国内的、国際的な都市間交流においても妥当なことであり、大都市圏はそれらのネットワークにおけるハブの役割を果たしている。

(3) これらの組織によって構成される大都市のガバナンスは、相互の協力を通じた地域計画や政策目標の提示、アドホックな執行機関の設置とこれによる事業の実施を通じて構築されるが、総じて、その協働の形態は緩やかであり、対立もまた見受けられる。中・北欧圏のドイツ、オランダ、スウェーデンでは、都市ないし自治体のオートノミーが強く、大都市圏のガバナンスは、中核都市がイニシアティブをとることが多い。従って、民間企業や市民社会団体との結びつきがやや希薄になることがある。他方、南欧のフランス、スペイン、イタリアでは、大都市圏はより上位の広域自治体(リジョンと自治州)との政治的なバーゲニングの中で、ガバナンスの性格が規定される傾向がある。イギリスの場合は、デヴォルーション後のスコットランドの自治体は、イングランドのそれよりもオートノミーが強くなり、都市圏ではパブリック・プライベート・パートナーシップは、イングランドの場合よりも弱いといえる。

(4) 大都市圏内の個々の政策分野では、政策の実施において一種の「棲み分け」があり、経済、交通、情報、科学技術、環境、観光・リクリエーションの諸施策では、大都市圏あるいはさらにそれを越えた地域が対象になるが、社会サービスの提供や移民政策などの社会的結束政策では、個別の都市、自治体が主体となり、その領域を対象とした施策を行う場合が多い。従って、ガバナンスのあり方は、それぞれの分野で構成体間の対立を含めて多様であり、規範的で一義的な「よきガバナンス」をとることはできない。

(5) 大都市圏が政策上の成果を上げ、ま

た諸組織で構成されるガバナンスが有効に機能するためには、政治的、行政的な制度や政党配置のあり方よりも、諸組織内の少数の指導者の革新的なリーダーシップが、しばしば重要な役割を演じる。これは、行政機関や伝統的な政党が従来の活動方式に捉われがちだからであるが、ヨーロッパに多い地域的に特化した政党（特にスペインやイタリア）や、都市住民で作る「選挙共同体」（特にドイツやオランダ）が上記の役割を担うこともある。少数者の革新的なリーダーシップが重要であることは、日本の先進的な地域づくりや町おこしなどでもみられることであり、今後の比較研究の対象になりうると考えられる。

- (6) 州や地域圏などの広域行政体の再編は、より小規模な基礎自治体の個別政策分野での連携によって先取りされる場合が見受けられる。これはドイツやフランスの大都市圏での近隣交通政策、地域政策や、オランダの周辺緑化政策などで顕著である。
- (7) 大都市内の分権政策は、連邦制国家よりも、単一制国家であるリージョン国家においてより進む傾向がある。これは、連邦州が強い力をもつために下位の行政体への権限移譲に消極的だからであり、そのことは、わが国の大都市制、道州制を議論する際にも留意すべき点である。
- (8) EU は都市政策の理念やガイドラインを関係部署の文書や会議などで示すが、基本的には都市政策上の権限を各加盟国に委ねており、構造基金や結束資金を通して間接的かつ象徴的に大都市プロジェクトへの財政的支援を行うにとどまる。しかし大都市圏側では、ヨーロッパの大都市圏ネットワークである METREX を通じてヨーロッパ政策への志向が強く、また広域自治体を通じて EU での発言力を確保することも試みられている。EU 側も「欧州 2020」の改訂を経て、都市政策への漸次的見直しを行っており、今後の両者の関係を注視する必要がある。
- (9) 以上の研究から、ヨーロッパ都市政策研究の大きな足がかりが得られたので、今後は、第 30 次地方制度調査会の答申で示されたように、わが国でも活発化するだろう大都市問題をめぐる議論とも関連させ、また可能ならばアジアの諸都市（たとえば韓国ソウル市）にも視野を広げながら、研究を進めていく所存である。

（研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線）

〔雑誌論文〕(計 19 件)

西村 茂、横山 壽一、諸山 治 小熊仁、青森県佐井村における過疎地有償運送、地域政策研究年報 2013、査読無、3 巻、2014、25-31

西村 茂、過疎地の公共交通における自治体の役割、地域政策研究年報 2013、査読無、3 巻、2014、111-118

西村 茂、武田 公子、横山 壽一、小熊仁、過疎地域を内包する自治体における公共政策体系の選択、金沢大学経済論集、査読無、36 巻、2014、155-188

西村 茂、道州制と近接性・住民自治、住民と自治、査読無、602 号、2013、22-25

高橋 利安、自由主義期イタリアの“トランスフォルミスモ”の再考、修道法学、査読無、36 巻 1 号、2013、119-141

高橋 利安、ベルルスコーニ時代の司法改革、修道法学、査読無、35 巻 2 号、2013、946-966

高橋 利安、統一イタリアの祝賀行事、日伊文化研究、査読無、51 号、2013、32-50

柴田 直子、アメリカにおける自治体法務と自治体弁護士、平成 25 年度比較地方自治研究会調査研究、査読無、5 号、2013、76-106

伊藤 徹哉、ドイツの大都市における社会・経済的再編、地域研究、査読有、53 号、2013、1-19

高橋 利安、イタリア王国の憲法構造、日伊文化研究、査読無、50 号、2012、2-11

伊藤 徹哉、大都市圏外縁部における人口減少下の地域再編、地球環境研究、査読有、14 号、2012、7-22

津田 由美子、ベルギー政治学とジェンダー・クォータ、獨協法学、査読無、89 号、2012、145-168

山崎 幹根、「一国多制度」型の自治は可能か、学会会報、査読無、897 号、2012、92-93

山崎 幹根、スコットランドが問う国家の意味、エコノミスト、査読無、11 月 20 日号、2012、92-93

山崎 幹根、「二重行政」の解決は可能か、都市問題、査読無、103 号、2012、50-58

高橋 利安、「ジェンダーに基づく優先投票」の合憲性、修道法学、査読無、34 巻 1 号、2011、374-388

穴見 明、スウェーデンにおける社会保障制度からの不正給付対策をめぐって、都市問題、査読無、102 巻 1 号、2011、11-15

伊藤 徹哉、ブルガリアでの EU 統合における地域的格差の背景、地球環境研究、査読有、13 号、2011、11-23

〔学会発表〕(計5件)

山家 京子、都市空間の固有性とまちづくり、JIA 神奈川(招待講演)、2014.3.5、横浜、関内ホール  
山家 京子、まちづくりと都市空間、日本建築学会神奈川支部(招待講演)、2013.11.8、横浜、波止場会館  
伊藤 徹哉、Reconfiguration in an aging Society、国際地理学連合、2013.3.5、京都、京都国際会議  
高橋 利安、ベルルスコーニ時代の憲法体制と司法制度、日本政治学会、2012.10.7、九州大学  
高橋 利安、自由主義期イタリアの”トランスフォルミスム”の再考、日本比較政治学会、2012.6.23、日本大学

〔図書〕(計13件)

Toru Yamada et al, Festschrift fuer Professor Seiferts 60. Geburtstag, Indicum Verlag, 2014 ページ数未定(in preparation)  
西村 茂、広田 全男(編)、大都市における自治の問題、自治体問題研究所、2014、172  
西村 茂 他(編)、成文堂、比較安全保障、2013、288  
伊藤 徹哉 他、地域資源とまちづくり、古今書房、2013、212 (97-106)  
伊藤 徹哉 他、拡大EUとニューリージョン、原書房、2012、316 (145-157)  
山田 徹、柴田 直子(編)、各国における分権改革の最新動向、公人社、2012、119  
柴田 直子(共編)、地方自治論入門、ミネルヴァ書房、2012、292  
田口 晃 他、反核から脱原発へ、昭和堂、2012、395 (381-390)  
西村 茂 他、指定都市の区役所と住民自治、自治体問題研究社、2012、86 (21-42)  
西村 茂 他、住民がつくる地域自治組織・コミュニティ、自治体問題研究社、2011、240 (13-44)  
津田 由美子、田口 晃 他、北欧・南欧・ベネルクス、ミネルヴァ書房、2011、309 (143-165,191-207、285-295)  
山崎 幹根、「領域」をめぐる分権と統合、岩波書店、2011、204  
廣田 全男 他、大阪大都市圏の再生、自治体研究社、2011、289 (27-43)

研究者番号：90409839

(2)研究分担者

田口 晃 (TAGUCHI, Akira)  
北海学園大学・法学部・教授  
研究者番号：30113583

穴見 明 (ANAMI, Akira)  
大東文化大学・法学部・教授  
研究者番号：70144102

若松 隆 (WAKAMATSU, Takashi)  
中央大学・法学部・教授  
研究者番号：90055244

廣田 全男 (HIROTA, Masao)  
横浜市立大学・都市社会文化研究科・教授  
研究者番号：70295525

津田由美子 (TSUDA, Yumiko)  
獨協大学・法学部・教授  
研究者番号：30247184

西村 茂 (NISHIMURA, Shigeru)  
金沢大学・法学部・教授  
研究者番号：20164585

高橋 利安 (TAKAHASHI, Toshiyasu)  
広島修道大学・法学部・教授  
研究者番号：50226859

山崎 幹根 (YAMAZAKI, Mikine)  
北海道大学・公共政策大学院・教授  
研究者番号：30295373

伊藤 徹哉 (ITO, Tetsuya)  
立正大学・地球環境科学部・准教授  
研究者番号：20408991

山家 京子 (YAMAGA, Kyouko)  
神奈川大学・工学部・教授  
研究者番号：10242124

柴田 直子 (SHIBATA, Naoko)  
神奈川大学・法学部・准教授  
研究者番号：20409840

6. 研究組織

(1)研究代表者

山田 徹 (YAMADA, Toru)  
神奈川大学・法学部・教授